

預金の保護の範囲が変わります

万一金融機関が破たんした場合でも、預金者1人あたり、定期預金などの元本1000万円までとその利息は、平成14年4月以降も保護されます。

合算して元本1000万円までとその利息は、あくまでも最低保障です。受け取れるのは1000万円だけではありません。

当座預金・普通預金などは、平成15年3月まで全額保護されています。

預金などの保護の範囲

		平成14年 3月まで	平成14年4月～ 平成15年3月まで	平成15年 4月以降
対象となる預金	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護	全額保護	合算して元金 1,000万円ま でとその利息 ()
	その他の預金等 定期預金 定期積金 ビッグ、ワイド等	全額保護	合算して元金 1,000万円ま でとその利息 ()	
【対象とならない預金】 外貨預金 譲渡性預金 ヒット等		全額保護	破たんした金融機関の財産の 状況に応じて支払い（一部カ ットされることがある。）	

元金1000万円までとその利息を超える部分については、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われますので、一部カットされることがあります。



対象金融機関

銀行（日本国内に本店があるもの）、信用金庫、信金中央金庫、信用組合、全国信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会

注1 日本国内に本店のある金融機関が海外支店で受け入れる預金などは、預金保険制度の対象外になります。

注2 農林中金、農協、漁協、水産加工業協同組合は、預金保護制度とほぼ同様の「農水産協同組合貯金保険制度」に加入しています。

詳しくは、金融機関窓口にお問い合わせいただくか、次のホームページを参照してください。

金融庁 <http://www.fsa.go.jp/>

預金保険機構 <http://www.dic.go.jp/>

金融広報中央委員会 <http://www.saveinfo.or.jp/>

若桜街道のにぎわい空間づくりに アイデアをお寄せください

～新たに整備する施設のデザインを募集します～

若桜街道は、中心市街地活性化基本計画で「にぎわいシンボル軸」に位置づけられています。これにともない、昨年、アーケード改修と歩道整備が行われ、現在、さらに整備された歩道の空きスペースを利用してにぎわいの感じられる空間づくりを検討しています。空間づくりのための施設のデザインをお寄せください。

設置範囲・スペース 若桜橋～市役所第2庁舎 1.5m×2～3m 高さ3m程度

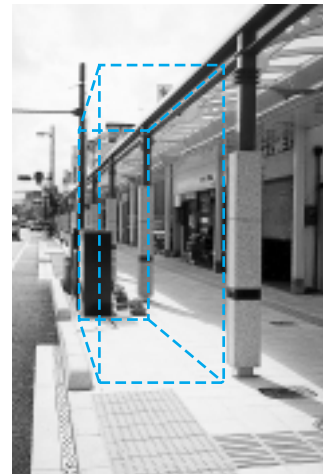
提出書類 イメージ図（大きさは問いません） 内容説明など

応募方法 住所、氏名、連絡先を明記して郵送または持参してください。

応募期限 4月30日（火）（郵送の場合も必着）

作品選定 優秀作品を数点選定し、最優秀作品には記念品を贈呈。

応募・問い合わせ先 土木建設課（☎20 3253）



鳥取市ホームページにも
詳細を掲載しています。
（アドレスは表紙下段参照）